

令和 年 月 日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

住所：
[申請者]
氏名： 印
(生年月日： 年 月 日： 歳)

誓 約 書

私は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱、就農準備・経営開始支援事業規程並びに就農準備・経営開始支援事業実施要領（以下「実施要綱等」という）の規定を遵守し、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農するため、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱等の規定により、当該資金を停止し、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

〔	連帯保証人	住所	
		氏名	印
〕	連帯保証人	住所	
		氏名	印

(連帯保証人氏名は自署すること。)

*申請者及び連帯保証人は、印鑑証明書、住民票を添付すること。

就農準備・経営開始支援事業連帯保証人調書

令和 年 月 日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

私は、裏面の就農準備支援資金における資金返還の要件及び連帯保証人が負う義務について連帯保証人に説明し、連帯保証の同意を得ました。

1. 就農準備支援資金申請者及び保証内容

氏名	印
----	---

交付（予定）金額	千円
交付（予定）期間	年 月

私は、就農準備支援資金における資金返還要件及び連帯保証人が負う義務を確認し、申請者の連帯保証人になることに同意します。

2. 連帯保証人

氏名	印	年齢	歳	申請者との関係
住所	〒 ー 電話番号 ()			
職業	勤務年数			
勤務先	名称			
	所在地			
	電話番号			

※ 農業者で自営の場合は、勤務先の記入は不要です。

3. 現在の資産等状況

内 容		金 額
資 産 等	年間所得金額	千円
	預貯金額	千円
		千円

※ 年間所得金額については所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控えのいずれか、預貯金については、預貯金残高証明書を添付してください。

※ 資産等金額の合計が交付金申請額を上回ること。

4. 保証期間中のあなた(連帯保証人)の生活設計及び交付対象者が資金の返還請求を受け延滞した場合の返還への取り組み等について、具体的に記述してください。

資金返還要件及び連帯保証人内容確認書

1 資金返還の要件について(国実施要綱別記1第5の1(4))

次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(1) 一部返還

ア 交付対象者の要件を満たさなくなった場合、研修を途中で中止又は休止した場合で、これらに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む)の資金を月単位で返還する。

イ 研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合。

イ 研修(継続研修を含む)終了後(研修中止後を含む)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし就農遅延届を提出し、研修終了から原則2年以内に就農した場合を除く。

ウ 2年間の国内研修の後に海外研修を実施し3年間交付を受けた者が、就農後5年以内に研修計画に記載した農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、就農後5年以内に親の農業経営を継承しなかった場合、親の農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(共同経営者を含む)にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 交付期間の1.5倍(2年間の国内研修の後に海外研修を実施して3年間交付を受けた者については5年間)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、就農中断届を提出し、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告等、研修終了後の報告を行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

2 連帯保証人について

連帯保証人とは、民法第454条及び第458条の規定により、交付対象者と連帯して債務を負う保証人のことです。

「交付対象者と連帯して債務を負う」とは、交付対象者と全く同じ法律上の責任を負っているということで、このような保証人のことを「連帯保証人」といいます。

連帯保証人は、保証人が有している「催告の抗弁権(民法第452条)」、「検索の抗弁権(民法第453条)」及び「分別の利益(民法第456条)」を有しません。これにより、連帯保証人は、公益社団法人みやぎ農業振興公社(以下、公社)から債務の全額について返済を求められたときに、先に交付対象者に請求するよう求めることはできず、交付対象者の財産があることを証明しても、債務を返済する義務を免れることはできません。また、他に保証人がいたとしても、交付対象者が負う債務の金額を返済する義務を負っていることとなります。

このため、公社は、交付対象者がその債務を履行しなかったときには、ただちに連帯保証人にも請求を行い、場合によっては財産の状況を調査して訴訟などの手続をとることもあります。

また、連帯保証人が複数いても、公社は、それぞれの連帯保証人に債務の全額の返済を求めることができるものであり、連帯保証人同士が話し合い、分担して返済するということはできません。

※本調査の情報は、就農準備・経営開始支援事業のみに利用するものです。

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

個人情報の取扱いに関する同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて

公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、就農準備・経営開始支援事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、公社は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業会議、農業委員会、農業協同組合
------	--

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

(法人・組織名)

氏 名

研修計画に関する参考資料（独立自営就農・親元就農）

氏名

1 就農形態（該当する項目に してください。）

- | | |
|---------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 独立自営就農 | <input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親・親族とは別の部門を開始 |
| | <input type="checkbox"/> 親・親族の経営全体を1年以内に継承 |
| | <input type="checkbox"/> 親・親族の経営の一部を1年以内に継承 |
| <input type="checkbox"/> 親元就農 | <input type="checkbox"/> 親・親族の経営全体を5年以内に継承 <input type="checkbox"/> 法人の(共同)経営 |
| | <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 |

2 就農希望地を選定した理由を記載願います。

3 農地等

の確保にむけた取組等

- 【新規参入による独立・自営就農】 農地は確保済み 確保は確実 今後検討
- 【親・親族の経営を一部又は全部継承】
- 農地は確保済み 確保は確実 話合い中

4 5年後の経営計画

① 経営面積等

農地： a（所有： a, 借地 a）

畜種： , 飼養頭数： 頭

② 所得目標の算出根拠

作目・畜種				合計
面積・規模				
生産量				
単価				
総売上高				
所得				
労働力				

5 経営開始時の設備投資等

施設・機械の種類	能力・規格	初期投資額

6 初期投資額は、どのように準備・確保予定か記載願います。

7 研修中に習得したい技術・知識等を具体的に記載願います。

8 研修中の生計確保状況について、該当する項目に してください。

- ① 同一生計内において、自らの所得を主として生計を維持している。 はい いいえ
- ② 同一生計内において、被扶養者がいる。 はい いいえ
- ③ 研修期間中、給付金以外の所得は無い。もしくは見込めない。 はい いいえ
- ④ 申請者以外の所得を生活費に充てている。 はい いいえ
- ⑤ 申請者は扶養されている。(被扶養者である。) はい いいえ
- ⑥ 親戚等からの援助がある。もしくは見込める。 はい いいえ
- ⑦ 同一生計内における前年度所得状況(申請の前年度)

	続柄	職業	年間所得額(円)
1	本人		
2			
3			
4			
5			
6			

* 農業所得, 給与, 手当等による所得, 公的年金, 一時所得等を含む。なお, 必要により所得額の証明を求める場合があります。

9 就農後(就農後, 収益が確保できるまで)の運転資金や生活費の確保の考え方を記載願います。

(単位: 万円)

区分	生活に必要なおおよその額	確保の考え方				備考
		他の家族の所得	貯蓄の取り崩し	経営開始資金	その他	
研修終了後, 就農まで						

(参考)研修終了後から収益が確保できるまでの期間: か月

10 市町村からの助言内容を記載願います。

助言を受けた日(直近): 年 月 日

市町村の対応者：

農地の確保に関すること

青年等就農計画の認定（認定新規就農者）に関すること

その他（該当がある場合）

4 希望する法人へ雇用就農が出来なかった場合の考えを記載してください。

5 研修中に習得したい技術・知識等を具体的に記載してください。

6 研修中の生計確保状況について、該当する項目に してください。

- ① 同一生計内において、自らの所得を主として生計を維持している。 はい いいえ
- ② 同一生計内において、被扶養者がいる。 はい いいえ
- ③ 研修期間中、給付金以外の所得は無い。もしくは見込めない。 はい いいえ
- ④ 申請者以外の所得を生活費に充てている。 はい いいえ
- ⑤ 申請者は扶養されている。(被扶養者である。) はい いいえ
- ⑥ 親戚等からの援助がある。もしくは見込める。 はい いいえ
- ⑦ 同一生計内における前年度所得状況(申請の前年度)

	続柄	職業	年間所得額(円)
1	本人		
2			
3			
4			
5			
6			

* 農業所得、給与、手当等による所得、公的年金、一時所得等を含む。なお、必要により所得証明を求める場合があります。

7 研修中から農業法人へ雇用就農し給与が得られるまでの生活費確保の考え方を記載してください。

(単位：万円)

区分	生活に必要なおおよその額	確保の考え方			備考
		他の家族の所得	貯蓄の取り崩し	その他	
研修終了後、就農まで					

(参考)研修終了後から収益が確保できるまでの期間： か月